

こども食堂の支援を通じて、 誰も取りこぼさない社会をつくる。

認定NPO法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ

理事長

三島理恵



①事業概要のサマリー

■ 地域まるごと「こども応援」信託ーこども食堂を通じた包括支援ー

■ 信託目的

地域におけるこどもの健やかな育ちと多様なつながりを支えることを目的とし、こども食堂等の地域の居場所や食支援活動に対し、資金的支援・人的支援・仕組みづくりの側面から包括的に支援するものとする。これにより、すべてのこども・保護者等が孤立せず、安心して過ごせる社会の実現をめざすとともに、地域住民・団体・企業・行政等が協働し、地域全体でこどもを育む土台を築くことを目指す。

■ 受益者

そこに集うこども・地域住民。

■ 主な支援活動

- ① こども・こども食堂等への食支援活動
- ② 情報交換・交流促進
- ③ 新規開設支援・個別相談支援
- ④ 地域連携促進・普及啓発活動
- ⑤ ニーズ調査・研究活動



② 寄附者／委託者の寄附の思い



- 80代、男性。相続人はいない。
- 子ども時代の頃の経験。
- ご近所の一家にお世話になったが、恩返しができなかった。
- マンスリーサポーターから遺贈寄付へ。
- こども食堂の必要性和今後への期待。
- 子どもも親も何も気にしないで参加できる、そんな場所が増えていくことを願う。

<https://musubie.org/support/legacy/journey-2>



- 80代、男性。
- 亡き兄が体験したことをもとに兄の思いをつなげたかった。
- 自分が幸せだと思える世界の裏には戦争や辛い思いをしている人たちが沢山いる。それを自分ごととして捉える意志を持つことが大切だと思う。
- むすびえのような小さなスケールなら本当に役に立ったと実感できると考えた。
- 支援を受けた子どもたちが、将来支援する側になっていったら良いと思う

<https://musubie.org/support/legacy/journey-3>



- 60代、女性。
- こども食堂という活動を始めて知ってまた数年。最初はなんとボランティア精神旺盛な方々がおられることかと思ったが、各地に広がっていき、これだけ支援を必要としている子どもたちが多いということなんだと再認識させられました。
- 私の援助で少しでも役に立つのであれば嬉しい。
- 日々の当たり前の生活が笑顔で過ごせる一助となりますように。

③受託者および信託管理人（能力や役割）

受託者：こども食堂・地域ネットワーク団体

能力

- 対象地域のこども食堂のネットワークを有し、こども食堂への情報提供・物資等の支援を行う中間支援団体。
- こども食堂や地域状況やニーズへの理解が深く、行政や社会福祉協議会、スーパー等の事業者など多様な組織等との連携関係を有する。
- 収入規模 3000万円（助成金50%、寄付40%、事業収益10%）

役割

- 公益活動の実施・報告
- 選任
- 信託管理人になる金融機関の早期退職者等キャリア・ライフプラン対応

信託管理人：〇〇地域 信用金庫

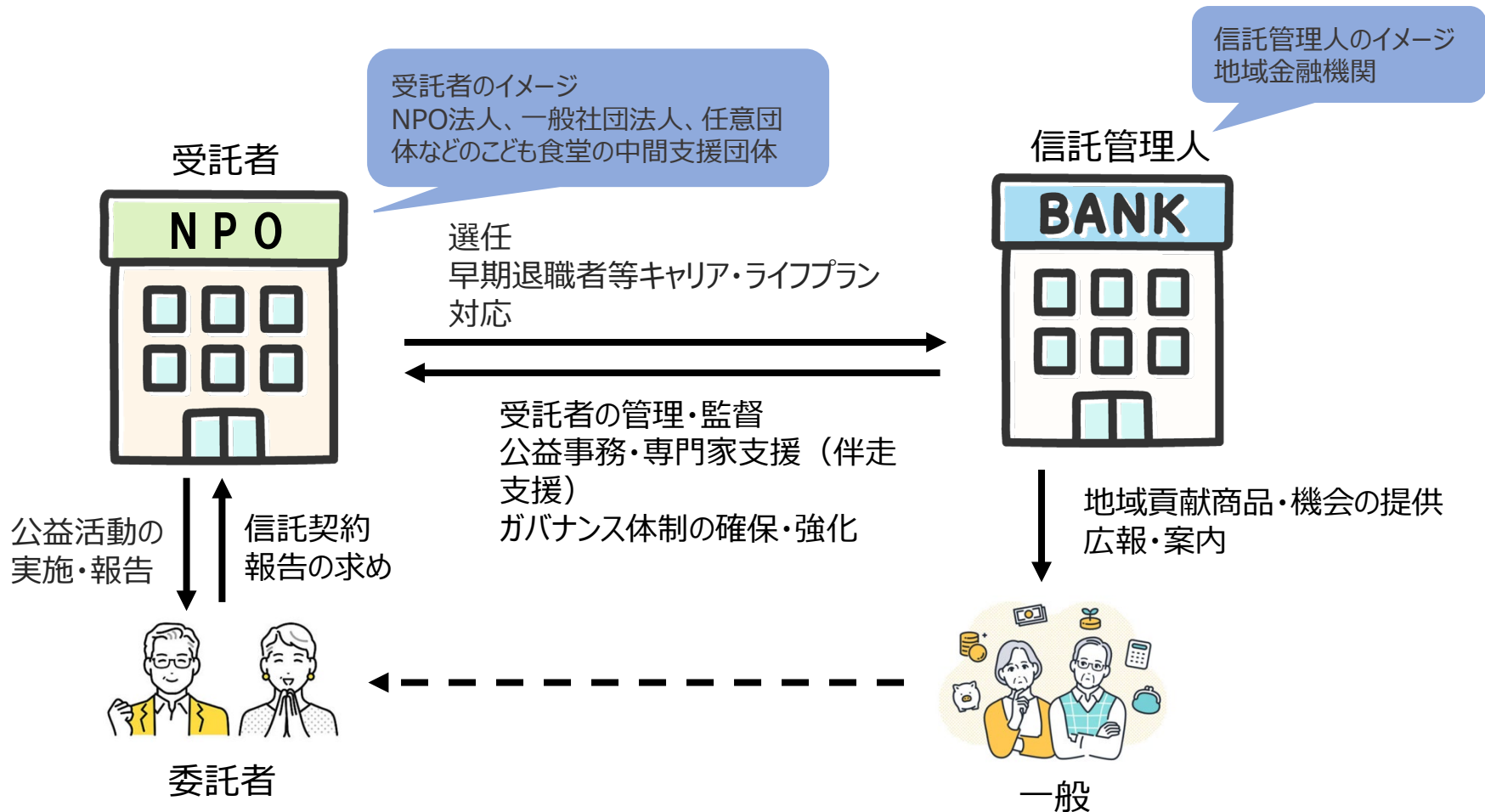
能力

- 地域に根ざし、事業者や個人等のネットワークを有する協同組織の金融機関。
- 相互扶助を通じた地域の発展への貢献が目的。
- 会員数 4.4万
- 店舗数 40ヶ所
- 出資金 40億円
- 役職員数 400人

役割

- 潜在的委託者への広報や案内
- 受託者の管理・監督
- 公益事務・専門家支援（伴走支援）
- ガバナンス体制の確保・強化

④事業体制図と公益事務内容



⑤ 公益信託を使う理由や地域・領域にもたらす価値

期待

持続的なこども食堂が立ち上げやすく継続しやすい地域環境の整備

- 中間支援組織の基盤強化が課題になる中、長期的な基盤強化（多様な財源確保とガバナンス強化、中長期的な成長戦略構築等）に繋がられることで、こども食堂の活動に必要な物資等の支援・情報・関係者の思いなどが、循環する地域へ。

他地域へのモデル展開

- 一つの地域で公益信託を活用した事例ができれば、こども食堂等との全国レベルのネットワークを通じて、他地域に情報発信・モデル展開が可能。全国レベルでの普及と活用への期待。

資金の流れに信頼性と中立性を担保でき、安心できる地域資源循環のエコシステム形成

- 金融機関等、地域の事業者・士業等との連携の機会となり、安心して「寄付」ができる社会環境に。地域内で資源や思いを循環させる。

⑥ 今後の検討に求めること

求めること

公益信託制度の理解促進と普及・導入支援

- 制度認知の課題を乗り越えていくことが、必須。想定されるモデルの検討と同時に、普及や相談/導入支援の具体的な検討を進めてもらいたい。寄付方法が増えたという認識を広めていきたい。また、受託者となりうるNPO等の団体に対して、長期的な視点を持ち、段階的な成長戦略（事業だけでなく、体制構築、多様な財源を確保するなど）を描くことが制度活用において重要であること等、活用に向けた学習の機会づくりも必要になるだろう。

公益事務負担の軽減や効率化の追求

- 想定している受託者は基盤が構築できているわけではない実情から、受託団体の事務負担は考慮してもらいたい。特にこども食堂の特徴は、生活者・生活圏域に密着しているボランティア活動で、こども食堂を支える地域の中間支援組織も公益事務を担える専門性を持つスタッフがいるとは限らないため、公益事務負担（事務内容の細かさや煩雑さ、求められるスピード感、情報公開など）が検討する際の課題になりうる。

信託管理人への伴走的支援の必要性への理解等

- 公益財産の健全な管理や運用を監督する際、受託者側の管理体制を踏まえて、専門的なアドバイス、サポート等伴走支援も必要になってくることが想定されるため、信託管理人の役割の定義やなりうる人への学習の機会も必要になりうる。NPOのための各土業のネットワーク等との連携も必須になってくる。

新しい公益信託を活用した 多様な学びに関する奨学金事業



一般財団法人ちくご川コミュニティ財団

2025年10月6日

内容

- ① 事業概要サマリー
- ② 寄附者および寄附財産情報
- ③ 受託者および信託管理人
- ④ 事業体制図と公益事務内容
- ⑤ 公益信託を使う理由や地域・領域にもたらす価値
- ⑥ 今後の検討に求めること

①事業概要サマリー

テーマ: 新しい公益信託を活用した「多様な学び」を支える奨学金事業

目的: 不登校の子どもがフリースクール等を継続利用できる家計支援を行い、学びの機会を保障する。

事業期間・規模:

2026-2028年(3年間)／信託財産: 1,000万円

配分: 事業費 70%(700万円)／管理費 30%(300万円: 受託者200・管理人100)

対象地域: 筑後川関係地域(福岡県全域、佐賀県東部、大分県日田市、熊本県北部)

給付設計: 24万円/年(2万円/月) × 約10人/年 を3年間給付(継続・入替あり)

対象: 小学生～高校生。必要に応じて伴走支援(支援情報の提供・個別相談)。

体制:

委託者; 個人

受託者; 一般財団法人ちくご川コミュニティ財団(地域の中間支援)

信託管理人; 弁護士等(計画・予算の承認、モニタリング、実績承認、枠組み変更の同意等)

ニーズ・社会的意義: 福岡県内の不登校児童生徒 約1.8万人／家計負担は月平均約4万円。公的家計支援の実施自治体は限定的。奨学金で家計負担を軽減し、学びの機会を保障。事業成果の見える化により政策提言の土台を形成。

価値: 公益信託により事業の透明性・継続性・再現性を確保。ニーズが高く、助成スキームであるため他地域展開も可能。休眠預金活用事業の出口戦略としても期待。

② 寄附者および寄附財産情報

【個人】

- 筑後川関係地域に在住
- 配偶者、子どもがいない60～80代の女性
- 社会貢献意欲が高い
- 子ども好き
- 子どもを取り巻く環境を改善したいと思っている
- 子ども支援に関する公的な仕組みの改善も求めている
- 寄附先の組織基盤などに不安がある
- 寄附については抵抗感が強い(冠基金、遺贈寄付は望まない)
- 西日本新聞の読者
- 信託財産額: 金銭にて1,000万円

③ 受託者および信託管理人（能力や役割）

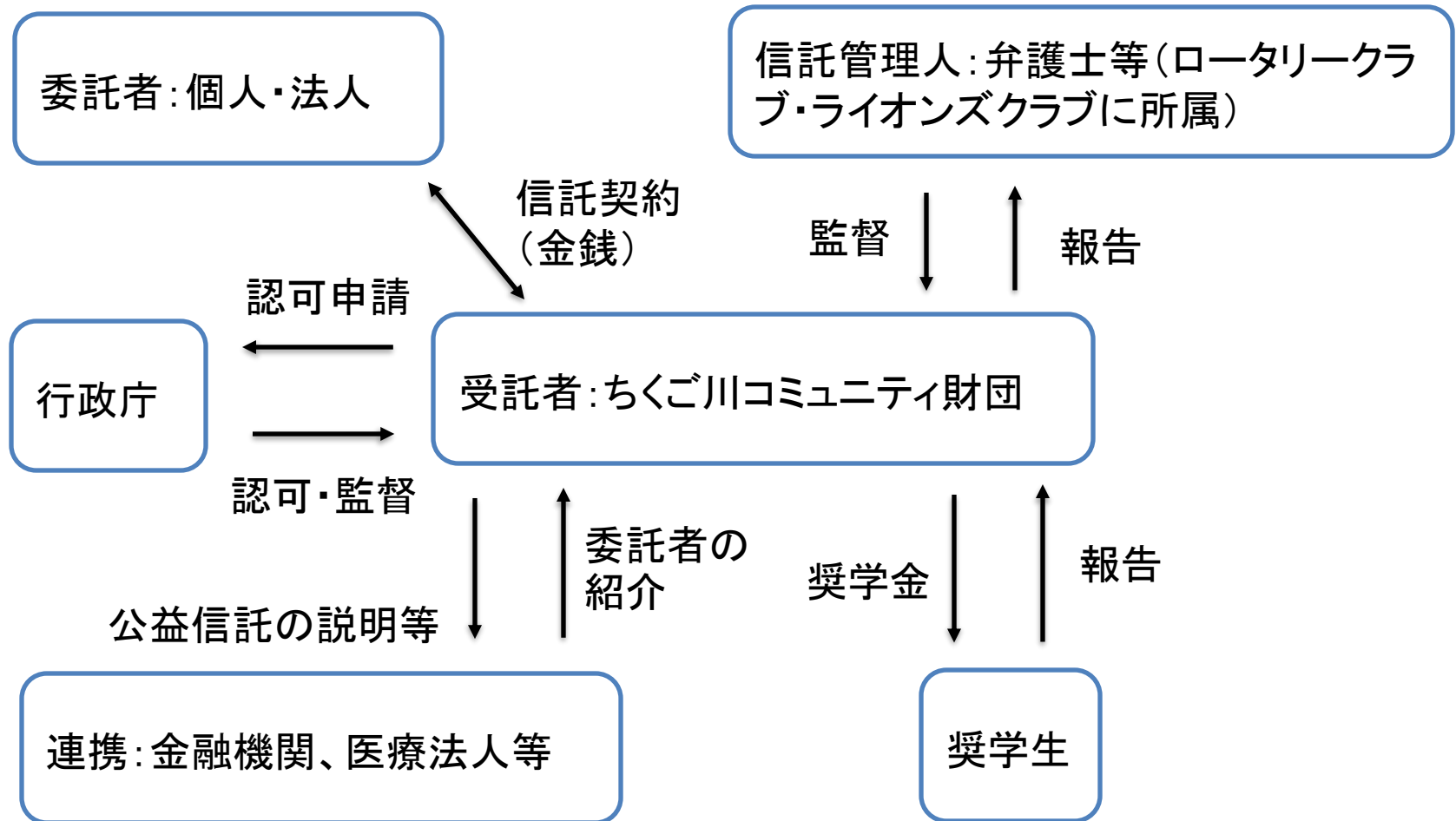
【受託者：一般財団法人ちくご川コミュニティ財団】

- 公益事務を実施
- 地域の中間支援組織、休眠預金活用事業の資金分配団体として組織基盤あり
- 2つの奨学金事業の経験あり
- 会計担当職員1名（常勤）
- 会計経理を管理する理事1名（常勤）
- 監事は弁護士1名、公認会計士1名のため契約や経理面の相談ができる体制
- 地元メディア（西日本新聞）との協働による信頼性と広報力

【信託管理人：ライオンズクラブ、ロータリークラブ所属の弁護士等】

- 受託者の適正な管理
- 執行方針の承認：事業計画書・収支予算書を承認する。
- モニタリングと報告徴求：受託者の事務処理状況を監督し、必要に応じ報告を求める（1年に1回は定期報告）。
- 実績承認：計算書類・信託概況報告を承認する。
- 枠組み決定への関与：信託の設計段階からの関与、受託者の選解任、信託行為の変更に強い同意権限。

④ 事業体制図と公益事務内容



④ 事業体制図と公益事務内容

事業内容: 不登校の子どもがフリースクール等の多様な学びを利用するための給付型
奨学金

事業期間: 2026年～2028年(3年間)

信託財産: 1,000万円

- ・事業費: 700万円(信託財産の70%: 奨学金)
 - 24万円/年(2万円/月)を約10人/年に3年間給付(継続、入れ替わりあり)
 - 対象年齢は小学生～高校生
 - 奨学生向けの支援プログラムも実施(支援情報の発信、個別相談等)
- ・管理費: 300万円(信託財産の30%: 受託者200万円、信託管理人100万円)

公益事務内容:

- ・委託者の意向を踏まえた奨学金事業の設計
- ・募集ページの作成、広報
- ・公募の実施
- ・申請者との面談
- ・選定委員会の実施、奨学生の選定
- ・助成金交付業務
- ・奨学生への伴走支援
- ・委託者への報告、報告会の実施

⑤ 公益信託を使う理由や地域・領域にもたらす価値

- ・公益信託という新たな財源により多様な学び、不登校支援に関する財源の種類が増えると考える
- ・公益信託の場合、公益性の高い事業となるため、不登校支援における政策提言が行いやすくなる
- ・奨学金ニーズの高さ:福岡県内で1万8千人の不登校の子どもがいるが、公的な家計支援制度がある自治体は60のうち3つのみ。弊財団調査により月謝、交通費で月に平均4万円が家庭の自己負担となっている。
- ・奨学金の場合、個人への支援のため、奨学生の変化を委託者に直接伝えることができる。そのため、事業への満足度が得やすい。
- ・事業の横展開の可能性が高い:ニーズは非常に高いが、不登校の子どもを対象とした奨学金事業自体が全国的に少ない。また、選定に関わる事務以外は負担がそこまで大きくないため、助成財団などには展開しやすいのでは。
- ・公益信託において、事業計画、収支計画などが明らかになるため、事業のノウハウを他団体が応用しやすいのでは。

⑤ 公益信託を使う理由や地域・領域にもたらす価値

- ・公益信託を休眠預金活用事業の出口戦略の一つに位置付けることで、選択肢が増える。また、環境整備に設計できれば、潜在的委託者の調査・分析、公益信託についての普及・啓発活動などが実施でき、実現可能性が上がると考える。
- ・休眠預金活用事業の資金分配団体(コンソーシアム構成団体)、実行団体で寄附金控除の対象とならない法人格の団体が資金調達しやすくなる。
- ・公益信託を活用することで、コンソーシアム構成団体や実行団体が地域の中間支援組織として事業を行う展開が期待できる。弊財団は信託管理人として信託全体のガバナンスコンプライアンスの整備、受託者の管理を行う。
- ・地域における公益信託の実現可能性や実施ノウハウなどが蓄積されれば、休眠預金を活用している団体以外にも受託者の幅を広げていく可能性もあるのでは。
- ・委託者に金融機関、法人等がなる場合、地域のCSO(市民社会組織)と公益に資する委託事業が実施でき、かつ別枠損金算入できるというメリットがある。法人等にとっては事業として成果が見える化しやすく、CSR→CSVへと繋がる可能性があるのではないか。



⑥ 今後の検討に求めること

潜在的委託者に関する
調査結果等の開示

潜在的委託者や連携先(金
融機関、法人等)への
公益信託に関する周知活動

小規模・軽量型への対応、配
慮:地域で活用できるように
するため、認可基準等を信託
財産の規模感に応じて判断
いただきたい

申請～審査～開示までのオ
ンライン化、定期提出書類の
機械判読フォーマット化、公
開データカタログ整備
(比較・横断分析を可能に)

相談窓口の設置、Q&A、
モデル契約・規程の公開

税制優遇の連動に関する
ワンストップ解説

ちくご川コミュニティ財団の最新情報はこちらから



Let's go !!



2025年10月6日(月)

公益信託ワークショップ 第3回

公益財団法人長野県みらい基金



公益財団法人

長野県みらい基金

1.事業概要サマリ

事業案：「〇〇古文書公益信託～歴史・文化の保存と記録」

信託目的

地域に眠る歴史・文化遺産（特に個人の家や地域に伝わる民間史料）の発掘、読み解き、記録、公開・活用を目的とする事業を行う非営利団体に、中長期的な視点から安定的に助成を行う。

寄付財産

長野県内の土地売却金（想定寄附総額：2,000万円）

公益事務内容

- 郷土史料のデジタルアーカイブ化と公開
- 古文書の翻刻と研究・普及活動
- 無形文化遺産の記録と継承
- 歴史文化財の活用と普及啓発活動

ステークホルダー

受託者: 公設の歴史博物館（古文書愛好会の事務局を務める専門機関として設定）

受益者: 民間の古文書愛好会

信託管理人: 地域コミュニティ財団

2. 寄附者／委託者の寄附ニーズ



ニーズの焦点	詳細	公益信託による解決策	備考
支援領域の隙間	公設の歴史博物館が公的な史料を保存する一方で、民間に埋もれた貴重な史料が失われていく現状に問題意識を抱いている。公的機関の役割を補完し、草の根レベルで歴史・文化を保存・記録する活動を支援したい。	受託者（歴史館）の専門性を活かしつつ、公的予算の届かない民間史料の発掘・記録に資金を投入。	
成果の確実な継承	寄付によって、古文書の翻刻やデジタルアーカイブ化などが進み、地域の歴史・文化財の記録・公開に貢献する。	目に見える形で歴史や文化が次世代に継承されることを望む。	受託者（歴史博物館）の専門的な監督のもと、具体的な成果（デジタルデータ等）を確実に生み出す。
財産の長期的な継承	歴史・文化の保存と記録は、単年度で完結する活動ではない。継続的な支援が不可欠である。	信託という仕組みを使って財産を次世代に引き継ぎ、長期にわたる支援を確実なものにしたいという強い想いがある。	永続的な信託を通じた資金管理により、継続性を制度的に担保。

3. 受託者および信託管理人（能力と役割）

受託者：公設の歴史博物館

高い信用力と専門性を確保し、信託法上の「受託者の能力」を確実に満たします。

項目	詳細	受託者能力の評価
法的主体	公的機関、または指定管理者である公益法人等（高い信用力）。	✓ 財務規律・信用力
専門性	古文書・郷土史の調査、研究、保存の専門家集団である。	✓ 公益目的達成能力
地域連携	地域の古文書愛好会の事務局を担うなど、受益者たる草の根団体との接点を持つ。	✓ 地域ネットワーク

信託管理人：地域コミュニティ財団

公正な監督と公的機関の業務外サポートに特化します。

機能	詳細
監督機能	受託者（歴史館）とは独立した立場で、信託財産の健全な管理・運用を監督し、公益目的の達成を担保する。
事務サポート	受託者（歴史館）の事務負担を軽減するため、財務規律や情報開示に関するアドバイスやサポートを提供する。
外部連携・報告	事業報告の確認、財務チェック、事業進捗の確認、行政庁への報告、愛好会への事務サポートなどを担う。

4. 公益事務内容

公益信託事業における費用構成（4年間想定）

●受託者（古文書愛好会）

年間事業費：350万円×4年間

▼費用の内訳

人件費（120万円）：

- ・ 専門家謝金: 年間70万円
- ・ 愛好会メンバー人件費: 年間50万円

直接事業費（200万円）：

- ・ 郷土史料のデジタルアーカイブ化:
年間130万円

古文書や古写真のデジタルスキャン費用、データベース構築費用、サーバー維持費、セキュリティ対策費

- ・ 普及啓発活動: 年間70万円

成果発表会や地域住民向けワークショップの会場費、資料印刷費、広報宣伝費、まち歩きツアー運営費

事務管理費用（30万円）

- ・ 通信費、消耗品費、交通費など

●信託管理人（長野県みらい基金）

設立初期費用：50万円

▼費用の内訳

- ・ 信託契約書作成費用:20万円

弁護士への依頼費。複雑なスキーム（任意団体を受託者とするため）に対応するための専門的な知識や、複数回の契約内容調整にかかる費用。

- ・ 行政庁への認可申請コンサルティング費用: 30万円
複雑なスキームを行政庁に認めてもらうための、認可基準（特に受託者の能力）に関するコンサルティング費用。申請書類の準備や、行政庁との事前相談にかかる費用。

運営管理費用:135万円×4年間

▼費用の内訳

- ・ 人件費: 年間100万円

信託管理人の業務（事業報告の確認、財務チェック、事業進捗の確認、行政庁への報告、愛好会への事務サポートなど）を担う担当者の人件費

- ・ 間接経費: 年間30万円

事務所の家賃、水道光熱費、通信費、旅費交通費、会議費など

- ・ 予備費・専門家費用：年間5万円

5. 公益信託を使う理由や地域・領域にもたらす価値

なぜ「公益信託」なのか（公的機関受託モデルの優位性）

- 長期安定支援の確保：

公的機関の信用力を使い、信託財産を長期間安定的に管理・運用し、公的予算に左右されない継続的な支援を実現する。＊課題として公的機関の積極的な受け入れの意思確認

- 専門性と公正性の両立：

受託者が歴史・文化の専門機関であるため、助成先の選定や成果評価を的確に行いつつ、信託管理人による公正な監督を通じて透明性を担保する。

- 草の根団体への資金流入：

公的機関を資金の「ゲートウェイ」とすることで、法人格を持たない地域愛好会など、通常は公的資金や大規模な民間財団の助成が届きにくい草の根の活動に、安定した資金を投入できる。

地域・領域にもたらす価値と将来の可能性

公的機関の役割拡大：

公的機関が民間資金を受け入れ、公的予算の枠を超えた地域のボトムアップ活動を支援するという新しい公共の担い手モデルを構築する。

＊資金難である公的機関が新たな資金として活用できる。しかし、業務増加への抵抗は？

モデルの横展開：

このモデルは、歴史・文化の分野だけでなく、環境保全や福祉など、専門性の高い公的・準公的機関（例：自然保護センター、地域医療連携推進法人など）が、コミュニティ財団（信託管理人）と連携して地域課題を解決するための強力な資金調達・事業実行モデルとなる。

6. 今後の検討に求めること



広報の重点転換

公益信託の広報を、「公的・準公的機関の業務を補完し、地域課題を解決する資金調達手段」として位置づけ、公的機関職員や地方自治体関係者への周知を強化する。



専門家マッチング支援

公的機関が信託受託時に必要となる、行政法務と信託法務に精通した専門家（弁護士・会計士）の紹介ネットワークを、行政庁・公財団協会などが連携して提供する。

内閣府 公益信託ワークショップ 第3回資料

事業案の検討 (更新版)

令和7年10月6日

認定NPO法人キッズドア



<https://kidsdoor.net/>

1. 事業の概要	…	3
2. 寄付者および寄付財産情報	…	9
3. 受託者の団体の資金調達・活動の課題	…	10
4. 受託者および信託管理人に求められるもの	…	11
5. 公益信託を使う理由や地域・領域にもたらす価値	…	13
6. 今後の検討に求めること	…	15
(補足資料)		

1. 事業の概要

信託の名称

公益信託

〇〇子どもの支援（〇〇に委託者のお名前を掲載する）

信託の目的

本公益信託は、貧困に苦しむ日本の子どもたちに寄り添い、居場所の提供、教育を通して困窮世帯の子どもたちの社会へのドアを開けることにより
児童又は青少年の健全な育成を目的とする。※

※公益事務別表7に該当

受益者のイメージ

ご家庭の環境が以下いずれかの要件に該当する困窮世帯の子どもたち

- ・住民税非課税世帯
- ・ひとり親家庭
- ・就学支援金受給家庭
- ・児童扶養手当受給家庭
- ・扶養家族が多く塾の費用が捻出できない家庭
- ・その他特別な事情がある家庭



1. 事業の概要

主な支援事業①

■居場所支援事業

信託財産の不動産(家屋・ビル)を拠点とした居場所の提供
 地域コミュニティに密着した居場所の設営
 地域との交流イベントにより文化的資本の提供を行い、
 子どもたちの健全な育成を促進する。
 加えて、地域の社会関係資本の形成・蓄積も行っていく。



※運営する施設イメージ



音楽会の開催イメージ



地域との交流(餅つき大会)イメージ



学習会イメージ

1. 事業の概要

主な支援事業②

■学習支援事業(無料の学習会の開催)

志望校大学に合格できるよう自習スペースの利用、費用サポート(交通費・模試費用、受験費用等)、進路サポートを行う。

【進路サポート内容】



個別面談 学習計画の作成・進路相談

生徒ひとりひとりと学習について個別にカウンセリングを実施します。
模試や定期試験をもとに学習進捗や志望校などを確認します。
推薦入試対策(志望理由書・面接・小論文など)も行います。



質問対応／自習室 学習サポート・学習環境の提供

教室で週5日、普段勉強していて分からないところや、受験・模試問題などの質問対応を行います。
また学校や受験に関する悩み相談にも対応。



交流会／情報提供セミナー 情報に触れる

進路イベント、勉強法セミナー、推薦入試対策などを実施。
また、志望大学を目指す同じ志を持った仲間たちとの交流会なども実施し、
受験モチベーションの維持・向上も行います。キャンパス見学会も実施。

1. 事業の概要

事業の区域

首都圏(現状、東京都区内ならびに近郊の都市を想定)

事業の期間

10年間を目標とする。

特に、事業の継続性を考慮した期間設定を行う。※

※通常のご寄付、企業・団体からの助成金の場合、事業の継続性に課題が残る。

尚、本信託は、公益信託法第6条に定める認可を受けた時にその効力を生じる。
本信託の期間は、上記に定める認可を受けた日から信託終了事由が生じた日までとする。

(想定される信託終了事由)

- ・信託の目的が達成されたとき、もしくは目的の達成が出来なくなったとき
- ・受託者または信託管理人が欠けた場合であって、受託人または信託管理人が就任しない状態が一定期間継続したとき
- ・本信託の併合がされたとき
- ・信託財産についての破産手続開始の決定があったとき
- ・行政庁による公益信託契約が取り消されたとき

1. 事業の概要

運用される信託財産

■信託元本

- ・不動産(土地・家屋・建物)、その他現物資産(有価証券、金等)
- ・金銭(一部収益にあたるものも含む)
- ・一部家財

信託事務費用(運用事業費用)ならびに信託報酬

■事業費

- | | |
|---------------|----------------|
| ・居場所支援事業予算 | 22,311,600円/年間 |
| ・学習支援事業予算 | 32,698,800円/年間 |
| ・事業に直接かかわる管理費 | 1,461,600円/年間 |

※初年度費用(家屋のリニューアル工事等)は除く

※内容・景況により費用額の変更が生じることがあります。

■管理費

- | | |
|-----------------|---------------|
| ・公益信託報酬(受託者の報酬) | 未定 |
| 顧問税理士、弁護士費用 | 600,000円/年間 |
| ・信託管理人の報酬 | 1,200,000円/年間 |

※新公益信託法ならびにガイドラインに準ずるものとする。

1. 事業の概要

委託者・受託者・信託管理人以外の主なステークホルダー(まとめ)

特に信託形成後、連携を図ることにより円滑な信託事務推進が図れる。

ステークホルダー	関わり方
内閣府	・新公益信託制度定着のための連携(啓発のためのシンポジウムの共催等) ・具体的公益信託形成のための支援活動の実施
東京都・地元行政	・本信託の「認可」を申請、事業計画書、収支予算書等の提出 ・地元行政とは地域課題の解決に向け、日頃より意思疎通を図る。
地元自治会・町内会・近隣住民	・地域の課題を共有し、地域密着の信託事務推進のために連携する。 ・お祭り体験イベント等を共催し、地域コミュニティの活性化を図る。
社会福祉協議会、近隣こども食堂 など地域団体	・食糧支援、食育教育、防災教育の実施等を連携する。 ・お祭り体験イベント等を共催実施し、地域コミュニティの活性化を図る。
ロータリークラブ ライオンズクラブ	・社会奉仕組織との連携・支援による各種イベントの開催 ・経済的支援
地元企業・地元金融機関	・建物資産の整備・保全のための営繕業務支援 ・地元団体との共催イベントの協賛・経済的支援
企業・経済団体	・CSV、CSR活動の一貫として経済的支援に加え、ボランティア派遣等の支援 ・体験活動支援(職場見学、スポーツ観戦・音楽鑑賞支援等)
個人支援者	・本信託への共感を持つ方からの寄付・支援

2. 寄付者および寄付財産情報

想定される寄付者のイメージ

■ 経営者の男性の方

- ・自ら起業し財をなすことが出来たが、実は子どもの頃育った家庭は貧しくて苦勞した。ここまで来られたのは周りの支援があつてのこと。
自分も、貧しくとも志が高く才能のある子どもたちを支援したい。
- ・但し、基金とか財団となると自身以外の方を理事に使命するなど自身の意向が反映されなくなることが懸念される。

数億円の現預金もしくは数十億円換算の有価証券、
自社株(非上場株式の場合あり)を所有



■ ご高齢の女性(おひとり様の方)

- ・夫が亡くなり高齢者施設に入ることになった。夫が残してくれた資産を何か社会に貢献できる形に使いたい。
ついては、日本の子どもたちの将来のために使ってもらえないか。
- ・希望を言えば、住み慣れた家は残して使ってもらいたいし、住んでいた地域の為にもなればありがたい。

都内在住、数百万円の現預金、土地(都内50~80坪 借地の場合もあり)、
建物(延べ床面先40坪 一部賃貸中の場合もあり)を所有



※いずれもキッズドアに実際にお問い合わせのあった事案から想定

3. 受託者の団体の資金調達・活動の課題

現状の資金調達の方法

現状、主として関係する法律・政令に基づきファンドレイジングを展開

1. 委託事業に係る資金調達

- ・各行政機関(中央省庁、地方自治体)からの事業委託費
- ・公的機関からの助成金(JANPIA等)

2. 寄付による資金調達

- ・都度寄附・マンスリーサポート(個人・法人)、クラウドファンディング(個人・法人)、法人寄付プログラム、民間助成金・物品寄付、チャリティイベント(スポーツ等)、遺贈・相続寄付 等各種ファンドレイジングを駆使しながら資金調達を図っている。

現状の資金調達の課題

1. 安定(継続)した活動基盤とならない

- ・寄附・助成に期間の制約がある。(継続が制約されている企業もある)
- ・法人寄付の場合、景況、経営状況の影響を受ける。

2. 寄付者の意向の多様化

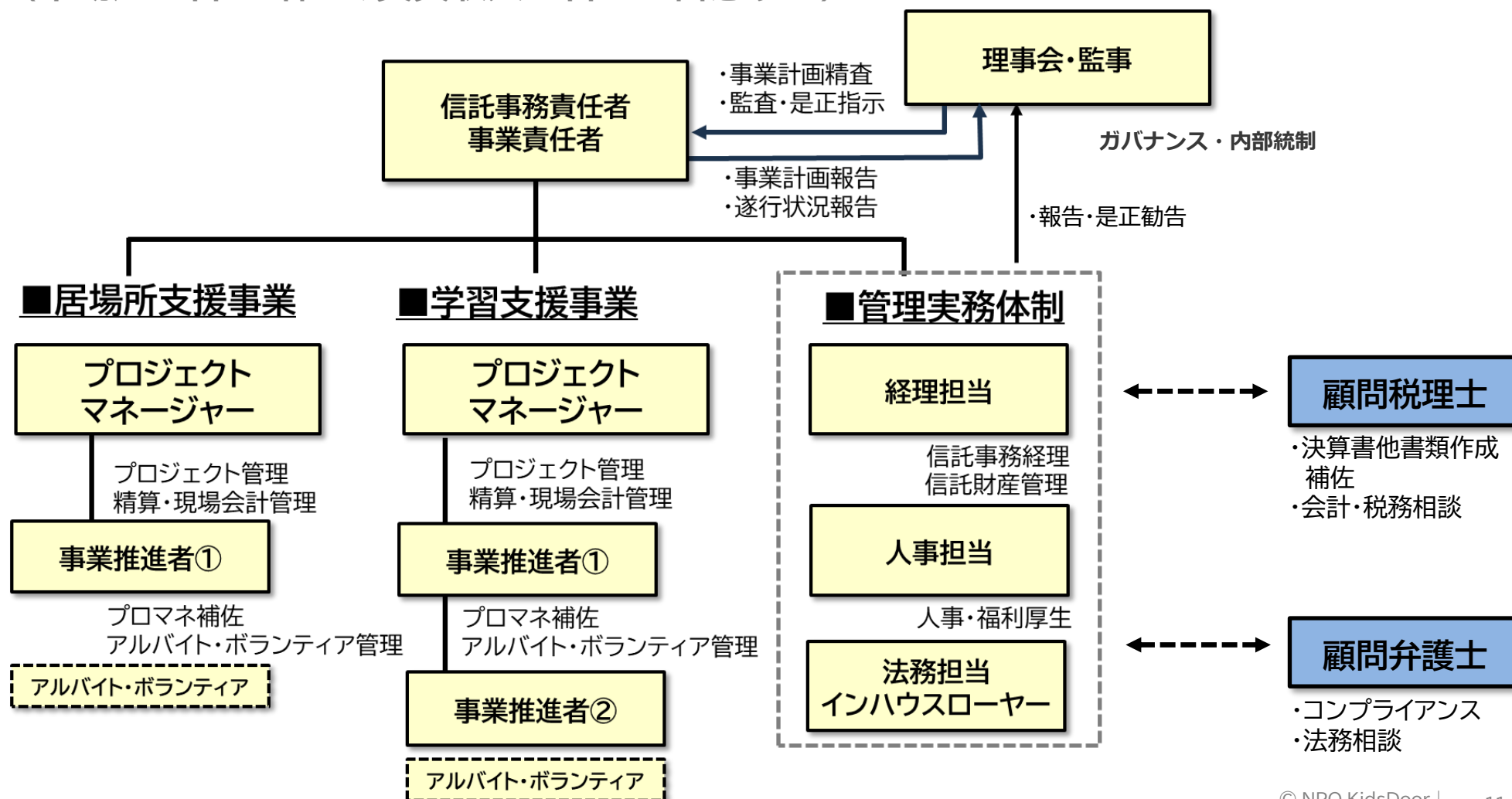
- ・不動産が含まれることが多く、活用を求められる。(包括遺贈希望の増加)
- ・賃貸不動産の活用も希望されること場合もあり。

3. 実現時期が不透明

4. 受託者および信託管理人に求められるもの

受託者(NPO法人●●●)

『信託の目的』の確実な実現と『信託財産』の有効活用と保全
(不動産の管理・保全、賃貸収入の管理に留意する)



4. 受託者および信託管理人に求められるもの

当該信託全体管理体制 ※公益信託形成後の体制

■委託者



■受託者



信託契約・遺言
・信託内容整合
・信託財産内容精査
・信託管理人の選定

信託財産の拠出



報告

監査

■信託管理人



士業・有識者

管理体制の形成

理事会・監事

信託事務責任者
事業責任者

■管理実務体制

経理担当

信託事務経理
信託財産管理

人事担当

人事・福利厚生

法務担当
インハウスローヤー

◀ 顧問税理士

◀ 顧問弁護士

(経理的基礎・技術的能力の保持)

児童又は青少年の
健全な育成を促進する



要件に該当する
困窮世帯の子どもたち

報告

社会貢献活動意識が強い士業、
自身の知見の実証研究を目指す有識者に委任

本公益信託の監査

- ・信託事務遂行状況の評価
- ・信託財産の状況把握
- ・信託事務に関する是正・勧告

5. 公益信託を使う理由や地域・領域にもたらす価値

背景

今日、ますます教育格差が生じ、貧困の連鎖という現象が起きている。
おひとり様の増加、空き地、空き家問題といった今日の問題が生じてきており、
高齢化や人口減少が進み、地域社会における支えあいの基盤が弱まっている。
地域社会の再生、興隆が喫緊の課題となっている。

活用する理由

現状のファンドレイジングでは、事業の安定基盤を形成することが難しい状況
である中で、公益信託の特徴を活かし安定した事業基盤の形成が図られる。

- ・委託者の意向を強く反映できる。
- ・不動産等の現物資産の活用が可能
- ・万一受託者が破産しても信託財産は保護され、委託者の意向が継続できる。

コミュニティにもたらす価値

地域コミュニティに密着した居場所の設営、地域・企業との交流イベントにより
地域の社会関係資本の形成・蓄積も行い、コミュニティの活性化は図られる。

- ・社会福祉協議会と連携したイベントの実施
- ・近隣こども食堂など地域団体との情報交換およびネットワーキング活動
- ・所在区や近隣区の地域企業と連携した体験活動の実施
- ・ロータリークラブ、ライオンズクラブと連携したイベントの実施

5. 公益信託を使う理由や地域・領域にもたらす価値

領域(事業領域)にもたらす価値

全国で同様な『子ども支援事業』をしている団体との連携事業への適応に当該制度を結び付けることが可能

信託形成が難しい同様な活動を行っている地方のNPOに対して、

- ・信託形成までの手続き・準備に関するものウハウ
- ・信託事務に関する情報・ノウハウ
- ・信託管理業務に関するマネジメントノウハウ

の伝授を行い、最終的に各NPO自身で信託契約の形成・信託事務が遂行できるようにする。

※ 参考イメージ

[【イベント報告】9/8\(月\)・9/9\(火\)に「学習支援マネージャー研修」を実施しました！](#)
[| 日本の子どもを支援するキッズドア](#)



支援NPOとの研修会風景 イメージ



研修会参加一メンバー集合写真 イメージ

6. 今後の検討に求められること(公益信託形成・遂行にあたっての課題)

形成するにあたっての課題・要望事項

- ・ 形成するまでの専任に近い検討チームの編成が必要である。
また、土業等の費用の捻出も課題
- ・ 寄付者側にも土業のサポートが必要になると予想される。
- ・ 当初は、公益信託の形成、契約締結作業に関するノウハウが必要となることからコンサルティング機能のようなものが必要
- ・ 信託契約時にかかる受託候補者側の費用について、形成後、必要経費として計上する(管理費への計上) ことをお認めいただきたい。
- ・ 信託形成までの費用に関して、他の枠組みを活用した助成制度があると一層の普及が見込まれる。

運用されるにあたっての課題・要望事項

- ・ 書類関係について、提出が必要な書類の簡素化をお願いします。
極力NPO法で規定された資料の流用で済ませることが可能になることをお願いします。
- ・ 今後、先行したNPO・団体に新公益信託の推進役の期待が高まると考えられるが、NPO・団体が「信託管理人」の役を担うことも想定される。

公益信託〇〇子どもの支援

信託の目的

本公益信託は、貧困に苦しむ日本の子どもたちに寄り添い、居場所の提供、教育を通して困窮世帯の子どもたちの社会へのドアを開けることにより
児童又は青少年の健全な育成を目的とする。※

※公益事務別表7に該当

受益者

ご家庭の環境が厳しい困窮世帯の子どもたち

主な支援事業

- ①居場所支援事業
- ②無料学習支援事業

委託者

〇〇 〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都〇〇区〇〇町 □-□□-□

受託者

認定NPO法人キッズドア

〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都〇〇区〇〇町 □-□□-□

認定通知書番号：3生都管第687号
認定年月日：2021年10月15日

信託管理人

税理士法人〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都〇〇区〇〇町 □-□□-□

独立行政法人 国立大学〇〇

教授 〇〇 〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都〇〇区〇〇町 □-□□-□

補足資料② 本公益信託の評価と展開可能性

評価

評価項目	評価	コメント
委託者の潜在性	○	昨今の社会状況を背景にして、寄附問い合わせの中からもニーズが見込まれる。 新公益信託制度で改正された内容が活かされる。
事業の社会効果性	◎	ソーシャルインパクトの創出が強く見込まれる事業と判断できる。
事業の健全性	○-	長期的に見て財政を圧迫することなく、必要な事業を遂行できる。特に従来の寄付事業よりも継続性が担保できる。
事業の管理体制の担保	○-	既存のガバナンス体制、内部統制を活用した管理体制を構築することを目指すことにより実現する。
信託管理人の整備	○-	社会貢献活動意識が強い士業、自身の知見の実証研究を目指す有識者の取り込みが重要
本信託モデルのヨコ展開性	△	事業ノウハウ、管理ノウハウを同様な目標を持つNPO団体へ、中間支援団体として展開は可能 但し、ヒト、モノ、金の準備は必須

内閣府 公益信託ワークショップ：第三回

公益信託制度を活用した フードバンク拠点整備事業モデル案 ＜報告書＞



一般社団法人全国フードバンク推進協議会

1. 事業概要サマリ

事業名	〇〇県〇〇市におけるフードバンク拠点整備事業
信託目的	本事業は、全国に所在する遊休倉庫を公益信託として活用し、地域の食品支援活動および災害時の食料支援の拠点として整備・運営することを目的とする。 信託財産として提供された倉庫を、受託者コンソーシアムが管理・運用し、食品の寄贈受付・保管・配送、災害備蓄品の受け入れ、地域連携会議の開催等を通じて、生活困窮者支援と地域の安心・安全を支える体制を構築する。
信託財産	土地・建物（倉庫）および付帯設備など
事業内容	・ 寄附された倉庫を公益信託で管理し、食品支援活動の拠点として活用 ・ 物流機能を集約することで、食品ロス削減と支援活動の拡大を図る ・ 災害発生時には、地域の災害支援物資の受け入れ・配布拠点としての役割も担う

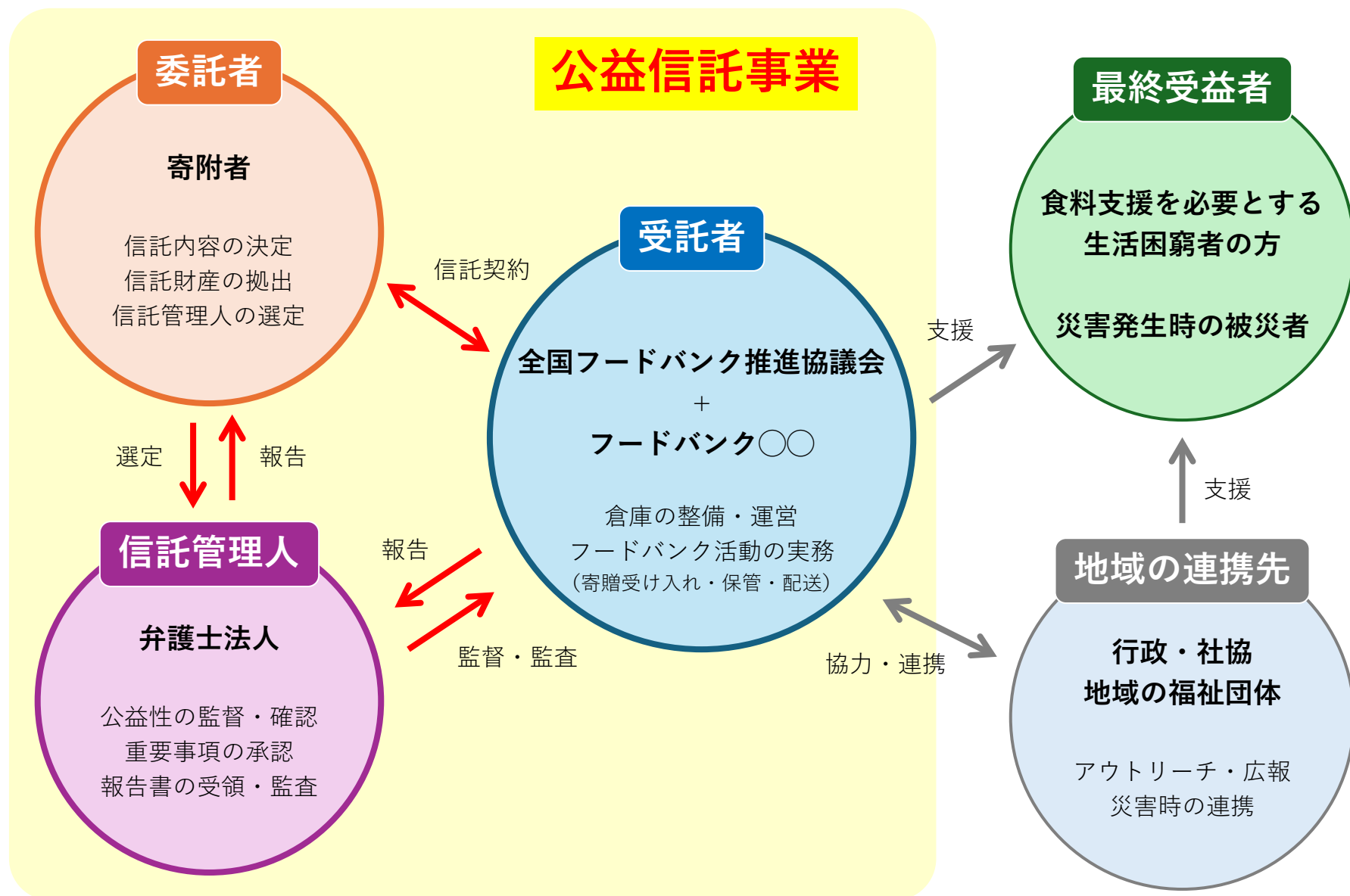
2. 寄附者および寄附財産情報

寄附者 (委託者)	70代男性 〇〇県〇〇市在住
寄附の背景	● 地元で長年物流業を営んできたが、事業を終了することとした ● 「地域に支えられてきたから、今度は地域の役に立ちたい」と考え、社会貢献を志す ● 維持管理費の負担軽減と社会的意義の両立を目的に、公益信託による寄附を選択
信託財産	● 倉庫、事務所などの不動産（建物・土地） ● 保管棚、冷蔵庫、事務什器などの付属設備一式 ● 物流車両（軽トラック・バンなど） ※いずれも事業譲渡後に未活用となっていた資産
寄附額	不動産評価額ベースで約2,000万円

3. 受託者および信託管理人（能力や役割）

	受託者	信託管理人
主体	一般社団法人全国フードバンク推進協議会と、地域フードバンクによるコンソーシアム	弁護士法人
求められる能力	全国フードバンク推進協議会の立ち上げ・運営支援のノウハウと、地域フードバンクの地域内ネットワーク及びフードバンク運営ノウハウを有する。	信託契約の履行状況を監督し、法令遵守・公益性・財産管理の適正性を担保する。
事業における役割	全国フードバンク推進協議会 - 信託事業の立ち上げ - 信託財産（倉庫）の整備 - ガバナンス体制の構築 地域フードバンク - フードバンク活動の実務	本事業（公益信託）の監査 契約履行・公益性監督

4. 事業体制図と公益事務内容



5. 公益信託を使う理由／地域にもたらす価値

■ 遊休資産の活用による地域貢献

- フードバンク活動を通じて、使われていない資産（遊休不動産）が「地域の支え合い」に転換され、地域の困窮者への食糧支援の拡大に貢献できる
- 相続や承継のタイミングで、「地域に何かを残したい」という委託者の想いに寄り添った信託を実現できる

■ フードバンク活動における制度的メリット

- 助成金や短期契約に依存せず、長期的に安定した倉庫を確保できることで、活動の持続性が高まり、組織基盤の強化にもつながる
- 冷蔵設備や衛生管理のための整備を計画的に進められ、食品の取り扱い量や物流効率が向上する

■ 地域にとっての価値と制度の展開可能性

- 食品企業や福祉団体との連携を促進し、安定した支援ルートを構築できる
- 災害発生等の緊急時には、地域の災害支援物資の受け入れ、配布拠点としての役割も担う
- 全国のフードバンクが共通して抱える「倉庫不足」という課題に対し、再現性のある制度モデルとして展開可能

6. 今後の検討に求めること

■ 制度運用の明確化と支援体制の整備

- 公益信託設立に関するガイドラインの簡素化・明文化により、小さな非営利活動団体でも活用しやすい制度にする
- 受託者がコンソーシアムの場合、役割分担や財産の帰属、税金の負担などを整理する
- 用語や表現（寄附、信託、委託、提供など）の統一
- 不動産寄附に特化した様式例やFAQを整備し、寄附者・受託者双方の不安を軽減させる
- 信託管理人の選任支援（登録制度・紹介制度など）により、設立初期の実務負担を減らす

■ 制度の広報と民間連携の強化

- 地域団体・行政向けの制度紹介パンフレットや事例集を整備し、制度理解と導入促進につなげる
- 士業・中間支援団体との連携により、制度設計・運営の伴走支援を可能にする
- 寄附者向けの相談窓口や事例紹介により、寄附意欲の喚起と制度への信頼形成を行う
- 自治体の「空き家バンク」などと連携し、不動産の公益信託の紹介へつなげる

■ 他の助成金や補助金制度との併用・活用方法の検討

- 公益信託と他の補助金・助成金制度など複数事業を並行して行う場合のルールを整備により、公益信託制度と他の財源で行う事業の相乗効果を高める

(仮称) 南大阪 子ども・若者まなびの森 公益信託

2025年10月6日

公益財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団

代表理事 宝楽陸寛

大阪財団社団連合会・会員

全国コミュニティ財団協会・共同代表

- 1.事業概要サマリ
- 2.寄附者および寄附財産情報
- 3.受託者および信託管理人(能力や役割)
- 4.事業体制図と公益事務内容
- 5.公益信託を使う理由や
地域・領域にもたらす価値
- 6.今後の検討に求めること
(ガイドラインや広報、外部連携への提言・要望など)



内閣府公益信託イメージキャラクター
「こうえきしんたくん」

Geminiと団地を走る絵

内部資料として自転車降りてもらい複数姿勢を作成しています

1.事業概要

事業名称 **(仮称) 南大阪子ども・若者まなびの森 公益信託**
(愛称) 南大阪エコビレッジ・トラスト



信託目的

本信託は、相続財産として承継された歴史的建造物、登録有形文化財、大日如来坐像、山林、祭礼道具、美術品及び古文書等を適切に保存・管理し、これを主に不登校児童の教育、子どもの健全育成、地域住民の学習及び交流の拠点として活用することを目的とする。あわせて、地域文化の継承、自然環境の保全、防災・減災に資する活動を推進し、もって地域社会の公益の増進に寄与する。

ステークホルダー

受託者	公益財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団
運営協力	フリースクールA
受益者	フリースクール生徒／地域住民
信託管理人	遺言執行責任者・弁護士事務所A
※その他	アドバイザリーボード（学識経験者、弁護士）



公益事務内容

- ① フリースクール運営事業
- ② 世代交流・教育拠点づくり
- ③ 環境・森林保全
- ④ 文化・歴史資産の保全
- ⑤ 寄附促進事業
- ⑥ 地域連携ガバナンス

2. 寄附者および寄附財産情報

寄附者

兄弟
長男

長女

次男



寄附者属性 40代・相続財産について悩む長男・3兄弟

寄附ニーズ

相続した財産を地域活性化の拠点にし、未来ある活用を望み、教育や子ども支援を目的に、NPOなどに活用してほしい。

相続予定の兄弟はすべて県外に居住しており、手間のかかる相続財産を管理できる自信がなく、また将来を考えたときに公益目的に切り替えた方が良いのではと考えている。

困りごと

山林管理は祖父の代で実質的に終了しており、長年放置されている。災害が続く昨今、隣接する建物や山林へ迷惑をかける恐れがある。

公的補助制度はあるものの手続きが煩雑で、個人での対応・負担に限界を感じている。

古民家についても瓦・壁・樋・建具など修繕が絶えず必要だが、父からの職人ネットワークを引き継げず、修理費用がかさみ個人での維持は困難。

寄附財産

人工林

現金ナシ

田畑

古民家

地域の仏像

+ 祭礼の道具、美術品
旧家の台帳・文書



資産	概要
山林	3000平米の人工林
古民家	3000平米の人工林に併設
大日如来坐像 (登録有形文化財)	敷地内に登録有形文化財としての大日如来坐像
文化財	祭礼の道具、美術品、旧家の台帳・文書
田畑	100平米

3.受託者および信託管理人（能力や役割）

受託者

公益財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団

- 大阪府において公益認定を受ける市民コミュニティ財団
- 中間支援組織として大阪府内にネットワーク多数
- 休眠預金活用事業の資金分配団体
- 体制
 - 会計専門職員 1 名
 - 組織内に連携する弁護士
 - 監事 公認会計士
- 公益信託の恩恵をNPO法人に提供するが、事業責任を中間支援組織として公益財団法人が担う

公益信託 事業指定助成 先

運営協力団体 NPO法人フリースクールA

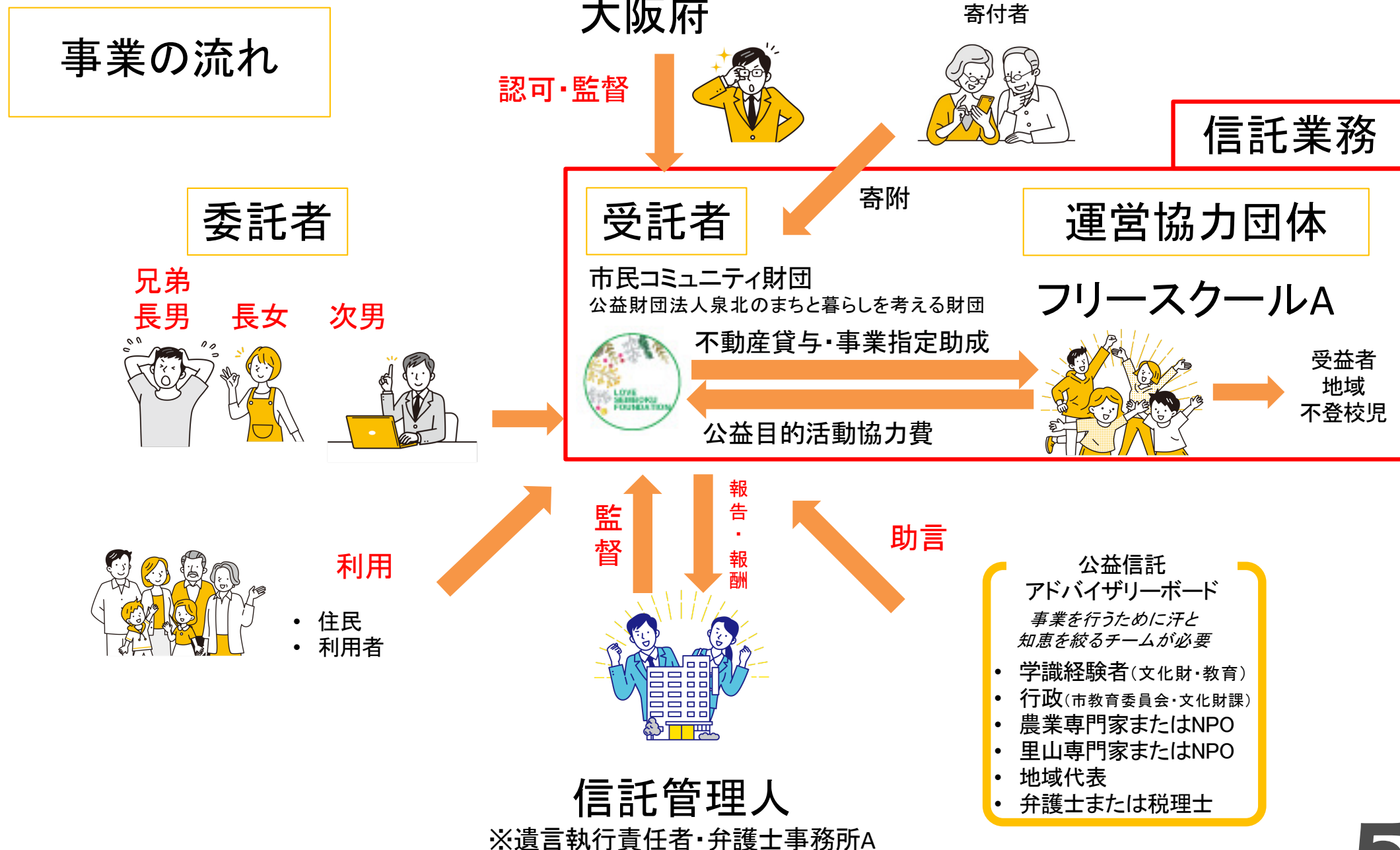
- 毎月30名の利用。セミナー事業のべ300名参加。入学金5万円/人。学費レギュラー 35,000円/月 <年間事業規模 1500万円の実績>
- 現在の活動拠点である古民家は、地主の方から安価で借りているという恵まれた環境にあります。しかし、築100年以上の古民家であり、老朽化が進んでいるため、安全に活動を続けるためには、修繕や維持管理に費用と手間がかかります。また、運営資金に余裕がないため、大規模な改修を行うことが難しい状況

信託管理人

公益財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団

- 大阪府において公益認定を受ける市民コミュニティ財団
- 中間支援組織として大阪府内にネットワーク多数
- 休眠預金活用事業の資金分配団体
- 体制
 - 会計専門職員 1 名
 - 組織内に連携する弁護士
 - 監事 公認会計士

4.事業体制図と公益事務内容①



4.事業体制図と公益事務内容②

段階を経た公益信託制度の活用

信頼性担保のためにも、市民コミュニティ財産が最初の公益信託事務化、及び初動期を助成事業として引き受け、信託契約で3年後に事業主体を交代することが段階的な基盤強化につながると考える。

SETP1

案件形成

■実施主体
市民コミュニティ財団

- 寄附者の希望に基づいたプラン設計
- 公益信託準備及び信託開始のための事務
- 信託財産の活用協力パートナー選定と寄附者へのマッチング（事業指定の調整）

■実施主体
NPO

- 公益信託事業への申請
- 事業準備

SETP2 助成期間

コミュニティ財団による公益信託の実装

期間 3か年度

■実施主体
市民コミュニティ財団

- 信託事務実施
- 事業実現のためのNPOへの伴走支援
- 不動産などの活用のためのステークホルダーへの調整
- 改修費など寄附実施

■実施主体
NPO

- 公益信託財産での事業実施
- 公益信託事業への準備

SETP3 公益信託事務交代

NPOによる公益信託事務

期間 長期間を想定

■実施主体
市民コミュニティ財団

- 評価報告
- 信託事務継承のための附者との調整
- 事業指定助成金制度は継続して基金化（NPOの事務負担軽減のため）

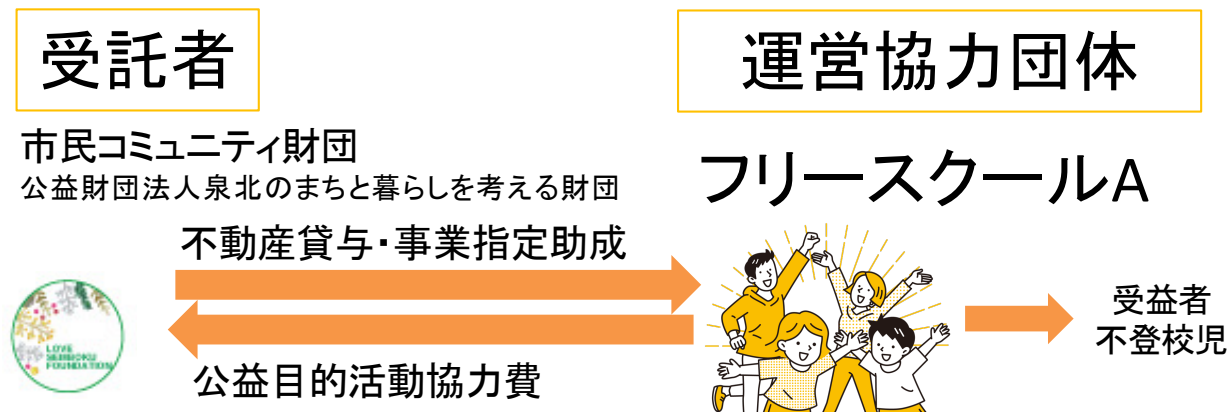
■実施主体
NPO

- 公益信託財産での事業実施
- 公益信託事業開始



4.事業体制図と公益事務内容②

コミュニティ財団と運営協力団体としての市民公益活動



受託者

市民コミュニティ財団として物件管理を「公益信託」として預かり公益目的事業を実現する

- そのための事業指定支援
- 大阪府において公益認定を受ける市民コミュニティ財団
- 中間支援組織として大阪府内にネットワーク多数
- 休眠預金活用事業の資金分配団体

運営協力団体

NPO法人フリースクール経営の実績

毎月30名の利用。セミナー事業のべ300名参加。入学金5万円/人。学費 レギュラー 35,000円/月。

□ 課題①施設の不足

デモクラティックスクールとして、子どもたちがやりたい活動を自由に選択できる環境を提供していますが、音楽や美術などの専門的な活動を行うための専用スペースや機材が不足しています。

□ 課題②スタッフの専門性と確保

子どもたちの個性に合わせた多様な学びをサポートするためには、様々な専門性を持ったスタッフが必要となるが、資金が限られる中で、専門的な人材を確保し、継続して雇用していくことが課題。里山環境下でカフェを行いながら複数収入を確保したい

4.事業体制図と公益事務内容③

公益事務内容

☐公益信託達成のために必要な事業

- ① フリースクール運営事業
- ② 世代交流・教育拠点づくり
- ③ 環境・森林保全
- ④ 文化・歴史資産の保全
- ⑤ 寄附促進事業
- ⑥ 地域連携ガバナンス

☐事業運営上必要な信託受託者として必要な事業

- ① 委託者の意向を踏まえた事業設計（主に非資金的支援）
- ② 団体公募
- ③ 選考委員会の開催
- ④ 事業実施業務

公益信託事業における費用構成

■受託者（コミュニティ財団）

- ☐施設保守費 年間事業費 200 万円
- ☐管理費 1 3 0万円
- ☐広報費 3 0万円

■運営管理費（コミュニティ財団）

年間事業費 公益活動協力費 1 0 0万円

■信託管理人（遺言執行責任者・弁護士事務所A）

信託報酬 6 0万円

5.公益信託を使う理由や地域・領域にもたらす価値

なぜ公益信託を市民コミュニティ財団が受託者になるのか？

公益信託は制度的な信用・透明性の器として機能するから！

精度的背景と 長期的な担保

ほとんどの公益信託は「助成金配分型」になり、**地域現場で事業を担う“運営型”信託が育たなかった。**

過去の公益信託精度は受託者を信託銀行に限定しており、「カタイ」制度に守られていた。コミュニティ財団助成型の公益信託は、**公益信託の透明性と永続性、指定管理制度の公共性、NPOの柔軟性を組み合わせ、地域の資源を“守りながら活かす”新しい地域公共マネジメントのモデルである。**

資金確保がカギ

初期にまとまった基金(数千万円規模)を確保できれば実現性が高い。

寄付なども含めた、複数収入で事業展開を行う方法も高い。

公益信託の理解促進は 資源循環の受け皿が重要

日本では遺贈寄附や現物寄附(不動産・山林など)の受け皿が乏しい。

コミュニティ財団が受託者になれば、**市民の遺贈・現物寄附を地域内で循環させる「地域のコミュニティトラスト」が可能となる。**

透明性と 説明責任

多くのコミュニティ財団は、新公益信託法で求められる**ガバナンス・透明性基準を満たしており、信託会社並みの社会的信頼を確保できる。**

地域公益の コーディネーター役

公益信託の課題は「公益性をどう現場で実現するか」。

市民コミュニティ財団は、資金配分(助成)だけでなく、NPO・大学・行政を巻き込み、事業を共創できるコレクティブインパクトの実績から、調整力を持つ。

この役割はまさに「地域の受託者」にふさわしい。

段階的展開を支える コーディネーターが必要

段階的展開を想定して公益信託に着手することがNPOなどにとっても重要。まず教育・交流拠点の運営経験を積んでから、複数事業を組み合わせるエコビレッジへ拡張するなど。事業の成長経験が必要。

コーディネーターが鍵となる。

5.公益信託を使う理由や地域・領域にもたらす価値② 市民コミュニティ財団による事務の共通化の可能性

信託は寄付金額が大きくなる可能性を秘める一方で、財産の受託を信頼のもとに長期間責任をもって預かる必要がある。しかし信託剤の多くが、物件のみの寄附も多く案件化する可能性がある。その場合、最低管理費の負担が増してしまう。公益信託事務だけでなく、公益法人の基準で運営実績のあるコミュニティ財団による「信託事務の共通化」が重要ではないか。

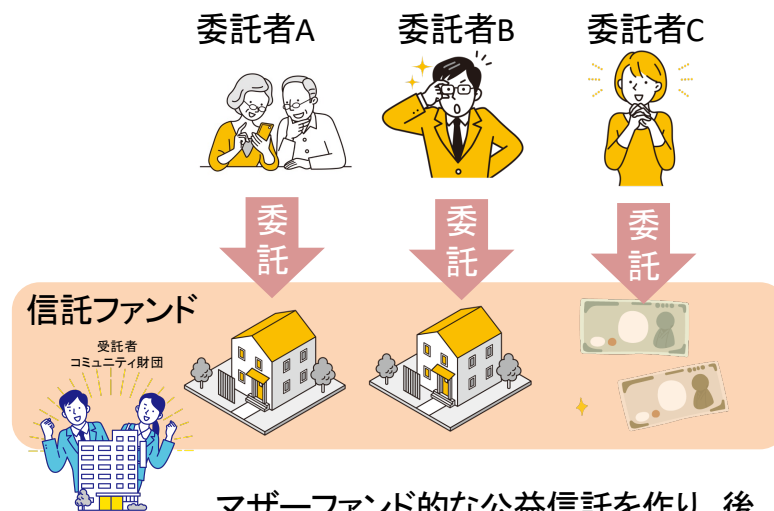
想定される基本形

委託者が1つまたは
複数公益信託信託を設定



マザー・ファンド型

1つの公益信託に寄付者を募集する



もし寄付だけで最低管理費を賄うと

必要経費: 275万円 × 20年 = 5,500万円

運用益(2%想定): 年間100万円程度

実際の持ち出し: 175万円/年 (=基金から
取り崩す額)

元本取崩し合計: 175万円 × 20年 = 3,500
万円

運用+取崩しで20年持続可能

⇒必要基金: 約5,500万円

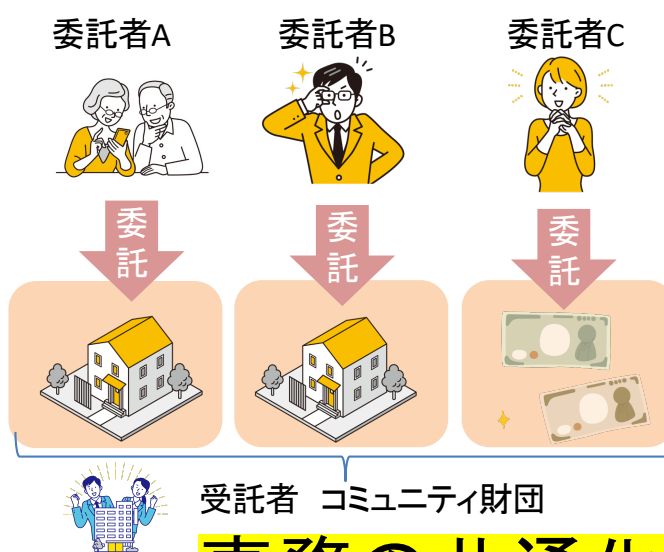
マザーファンド的な公益信託を作り、後から他の人の山林や現金も受け入れて一体的に管理することでコストを抑える可能性は無いかな？

山林を一体で預かると、①J-クレジット、②森林環境税による事業収入も検討できる。

信託ごとに専門性を確保しなくてよい規模の経済が働くのでは？

コミュニティ・トラスト型

委託者が各自に公益信託を設定し
管理を一つの受託者が行う



事務の共通化

がメリット

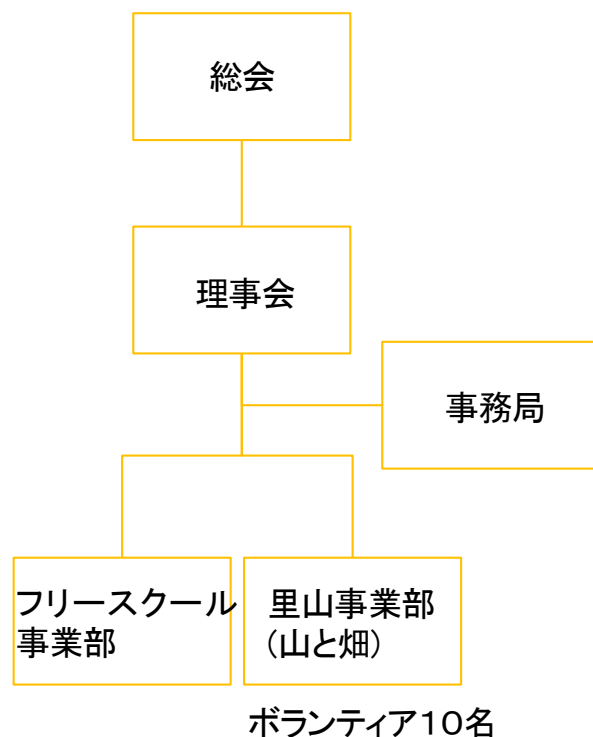


5.公益信託を使う理由や地域・領域にもたらす価値③

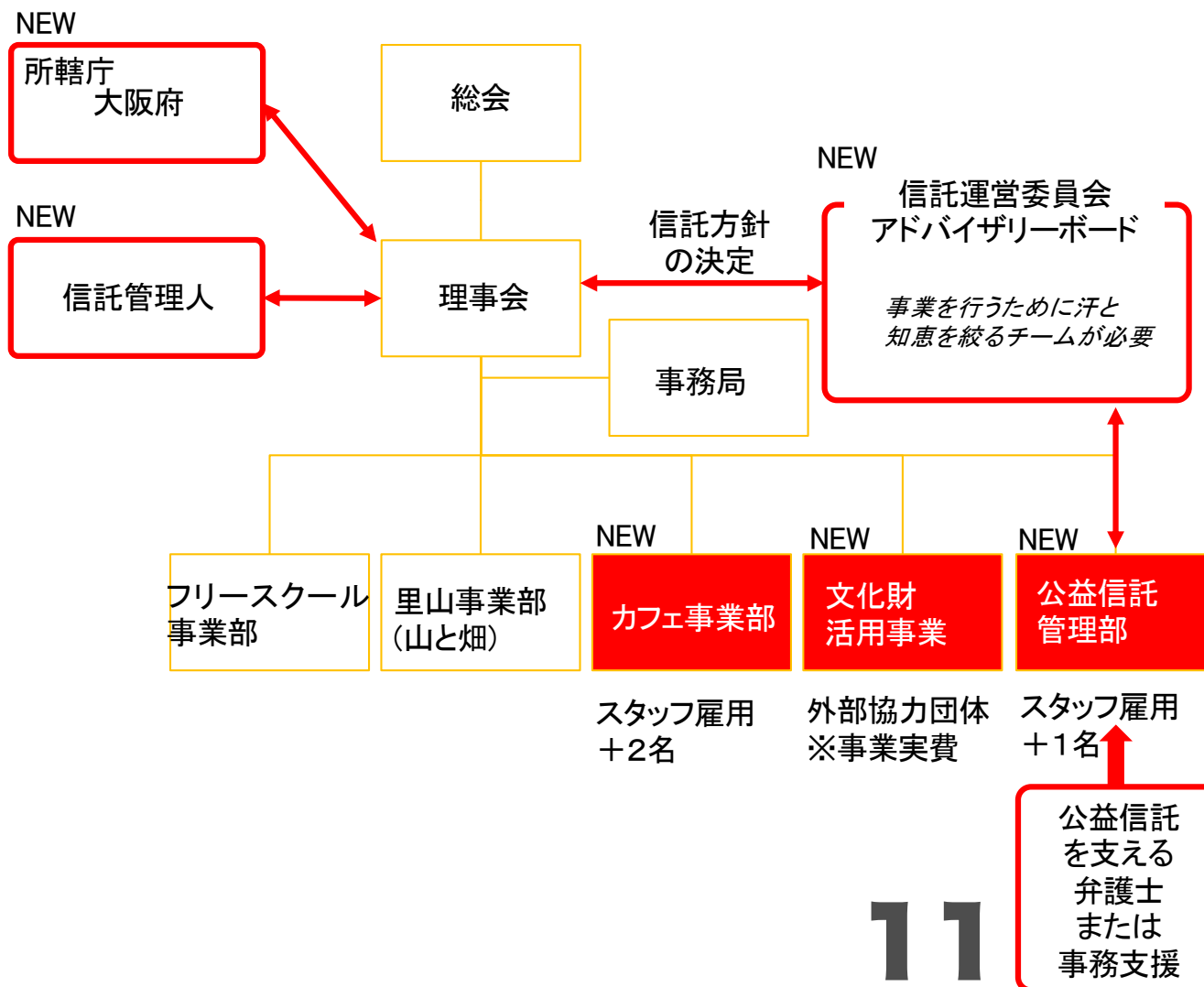
一般的なNPOに公益信託事務に耐える事業を育成するスキームの可能性

現物信託の場合、公益信託事務に加え、事業化の検討も重要になる。そのために、NPOが事業化を実施し、公益信託財産活用の事業が生まれた後、公益信託事務をコミュニティ財団からNPOへ交代することも可能になる

従来の組織形態



公益信託を実施するために財産を活用するためのチームの編成だけでなく、運営委員会など諮問機関を設けないとNPOの事務に無い専門性を補完できない可能性もある。

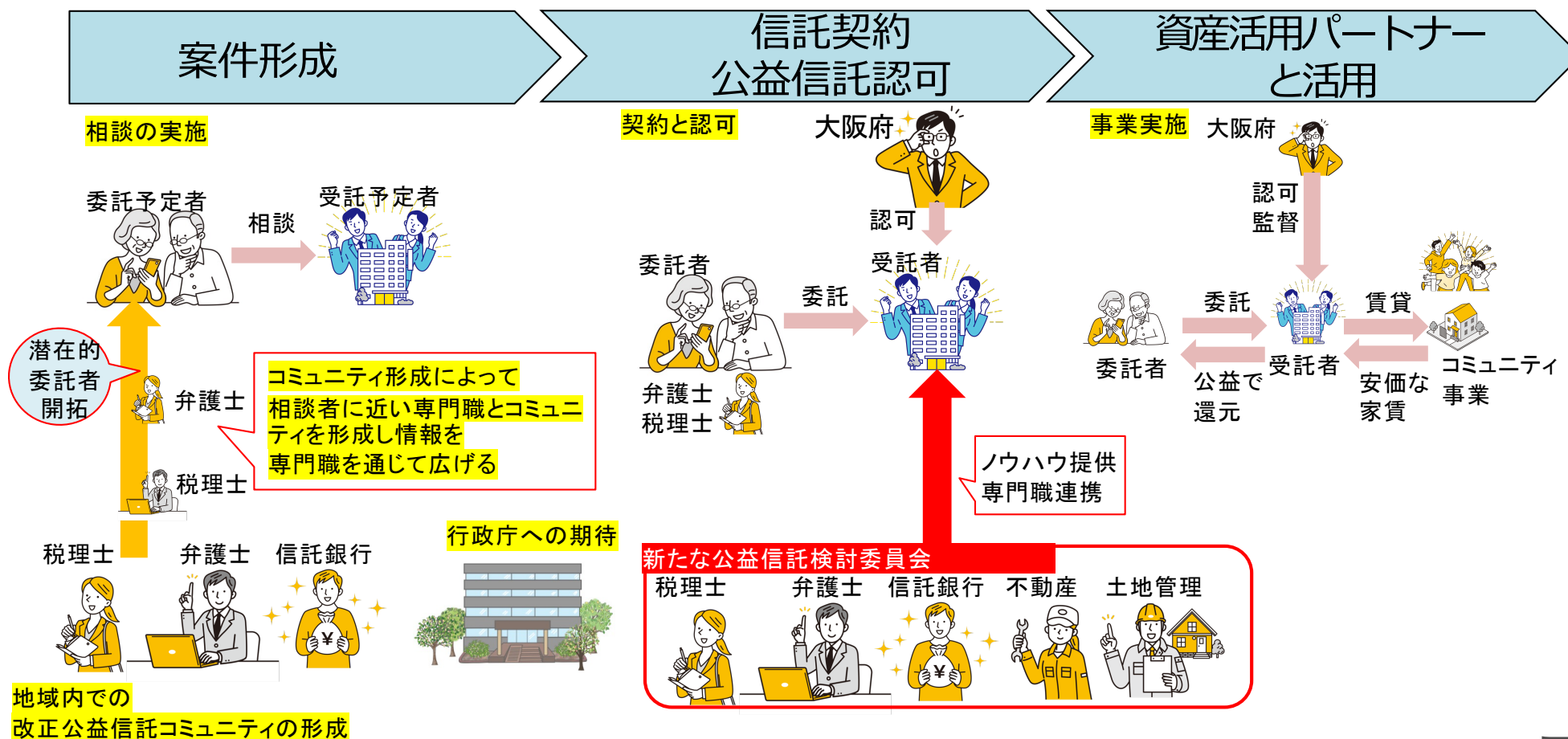


6. 今後の検討に求めること

ガイドラインや広報、外部連携への提言・要望など

公益信託の実現のためには、案件形成のタイミングが鍵になる。地域内での寄附者に近い士業の方々だけでなく、公益信託のPRは信頼性の担保を行政が行うことが重要になる。

また、実際の契約時には受託者の不得意な部分をサポートする専門家コミュニティが各都道府県ごとに生まれていることが望ましい。所轄庁の認知向上だけでなく、民間のコミュニティへの情報共有が欠かせない。



6, 今後の検討に求めること

1. 公益信託への理解促進
 - 土業、資産家、信託銀行など制度改正への理解促進(大阪では土業などと公益信託を強化するコミュニティの活性化のための勉強会など企画している)
2. 申請・提出書類の多さと複雑さへの懸念
 - 「子ども食堂」のような小規模な活動を念頭に置いた場合、迅速な準備と申請は困難ではないか(寄付者ニーズが顔の見える団体にニーズが有る)
 - オンライン申請の推進や、「誓約書」「承諾書」などの書面提出を極力減らし、オンラインチェックなどどれくらい対応されるのか?
3. 信託行為に定めるべき事項の多さと細かさへの懸念
 - 公益信託事務の一部を第三者に委託する場合の基準や手続き、合議制の機関を置く場合の詳細な規定、利益相反行為に関する定めなどが、柔軟な運営を阻害しないか不安が残ります。今回のケースの団体の場合は対応できるイメージがつかない
 - 新しい公益信託制度がより多くの人々にとって利用しやすく、民間の公益活動を活性化させるという法の趣旨を実現するために、現場の実務に即した柔軟な制度設計になっているのか不安が強くなりました。ガイドラインの重要性もよく理解できました。
4. 関連法令の所轄庁への調整
 - ワンストップで対応できることはないか?(内閣府地域住宅団地再生事業では用途地域への特例、高さ制限hの特例など内閣府さんで、原則特例措置を周知なさっています)
 - 国税庁への寄付税制や遺贈寄付など制度が使われるから周知がなされると現場からは見えますが、国税庁とのコミュニケーションも気になります。
5. 現金での公益信託以外の可能性の模索
 - 登録有形文化財(建築物建築物、祭礼の道具、仏像、美術品、旧家の台帳・文書)の承継への公益信託への期待。既に地方(大阪でも)では空き家となっている登録文化財も多く出ている。様々な文書・データを有している人がこれらをアーカイブズとしての公益信託化の条件について信託財産としての評価はどうするのか。
 - 海外の財団や篤志家が委託者となって公益信託を設定する期待として、契約書は日本語に限るのか。
 - 大阪出身者が既存財団を受託者について公益信託を作るという期待
 - 受託財産は日本円に限るのか? 受託財産の口座は国内に限るのか

6, 外部連携への提言

民間で寄付文化の情勢は必要公益信託のみでなく遺贈寄付との比較を

公益信託の普及には他の寄付の仕組みと比較した上で、寄付の選択肢が増えたというPRが必要だと感じています。内容は不動産なども含めたバージョンで表記しています。

観点	①遺贈寄付(一般論)	②公益信託(新制度・現物信託)	③寄付せず自己管理
制度枠組み	公益法人(財団・社団)、認定NPO、自治体へ寄附。負担付寄附で用途条件を付けられる	新公益信託制度(2026年4月施行)。現物資産(不動産・文化財・山林等)も信託財産化可能	個人所有のまま
相続税上の扱い	特定の公益法人等に対する相続財産の寄附は非課税(申告期限内、現物寄附が要件)	特定公益信託への信託も非課税対象(現物寄託が可能に拡大)	通常課税。固定資産税・相続税・維持費も自己負担
所有権の帰属	受け皿法人に移転。寄附者家族は原則関与しない	信託財産として独立。受託者(信託会社)が管理・処分。寄附者の意向は信託目的・条項で拘束力を持つ	家族に帰属。共有化・分割相続で管理責任が分散
文化財の取扱い	所有者が法人に移転。文化財保護法の届出・修理義務は法人に	所有権は信託財産。受託者が所有者となり、文化財の届出・修理・報告義務を履行	個人(家族)が所有者。修理・報告も全て担う
山林・農地の取扱い	山林:法人が所有者に。必要なら森林経営管理制度へ農地:農地法許可を経て移転	山林・農地も信託化可能。ただし農地は農業委員会許可が必要。受託者が管理者	所有者としての管理責任を家族が直接負担
維持管理費の手当	受け皿法人に資金余力が無ければ、寄附と同時に維持基金を寄附しないと負担大	信託行為で管理・修繕資金(基金)を一体的に信託できる。運用益を維持費に充当	修繕・保険・災害リスクは全て家計負担
ガバナンス・継続性	受入法人の理事会方針に依存。寄附者意向は弱まりがち	信託目的に「壊さず・地域活用・教育分野」を明文化。受託者の受託責任で継続性担保	家族が自由に決定できるが、将来の意見不一致や放置リスク
地域活用の実現性	受け皿法人が地域連携できるかに依存	信託目的に「地域活性化拠点化」を盛り込み、NPO等を利用者として信託契約で位置づけ可能	家族がNPOと直接契約(貸与など)。調整力・契約管理が必要
メリット	相続税非課税／運営を法人に一任できる／地域に早期還元	寄附者の意向を制度的に固定化できる／現物のまま信託できる／資金も組込み可能／透明性・永続性が高い	家族が自由に利用／柔軟性が高い
デメリット	受け皿法人が管理負担に耐えられないリスク／寄附後は家族の関与が弱い	設計・初期コスト(信託契約、受託者報酬)が大きい／制度施行(2026年)までタイムラグ	費用・申請負担が家族に集中／空家法・文化財法等のリスク／相続後世代に重荷